

正副会長の活動状況

会務報告

日本弁理士会副会長 井上 誠一

4月に副会長を仰せつかり、半年以上が経ちました。前年の11月には、次年度会務検討委員会を立ち上げていたので、それを入れると、ほぼ1年経過したことになります。

この間、特許庁、裁判所、支部をはじめ、その他さまざまな関係機関等の方とお会いすることができ、貴重な経験をすることができました。

私が担当する委員等についていえば、活発に活動していると思いますし、11月になっても委員の出席が減っているとは思いません。今年の役員会は、無駄な支出を見直そうとしているので、各委員会からの支出の要求に対して、減額の方角で見直しをお願いすることが多々あり、恐縮しております。

当初は副会長の職務もわからないことが多かったですが、次第に慣れてきて、最近では会務の要領も覚え、臨時総会も無事終了いたしました。以下私の担当した委員会等の報告をさせていただきます。

知的財産支援センタ

例年通り、地方公共団体や大学等の支援を行っています。地方公共団体に関しては、県や市と支援協定を締結し、支援を行っていますが、今年は新たに熊本県と支援協定を結びました。さらに土佐市とも支援協定を結ぶ予定となっており、地方における弁理士会の支援の役割がますます重要なものとなろうとしております。

12月の臨時総会で以下の二つの議案が承認されました。

出願援助規則の改定と、総合的知的財産支援規則の制定です。出願援助規則の改定は、現在援助の対象は特許ですが、特許の他に、実用新案と意匠も援助の対象に含めるというものです。これは、リーマンショック後、特許等の出願件数が減り、弁理士会も出願を増加させるキャンペーンを行ってまいりました

が、それに呼応するものです。

総合的知的財産支援規則は新たな規則ですが、二つの内容を含んであり、一つ目は、知財の経験の浅い中小企業に対して、当会から会員を派遣し、発明相談等を行い、その際の交通費を当会から負担するというもので、いわば派遣型の発明相談というものです。これは、関東支部等の中小企業支援委員会が企画している、中小企業支援スキームの要請にこたえたものです。

二つ目は、中小企業の価値評価に関するもので、中小企業が保有する知的財産を価値評価し、それを担保にして、金融機関から融資を受けようとするもので、価値評価を行った弁理士に、当会から価値評価の手数料の一部を負担するものです。但しその負担額は、通常の価値評価手数料より、かなり低額なものです。

ここで、会費をかかえる私企業の為に支出してよいかということが問題となり、総会での決議を取ることにいたしました。私企業の為に会費を支出している例としては、特許出願援助制度が有ります。前に述べましたように、特許出願援助制度では、個人等に対して当会の予算から援助金を支出しています。また、発明相談会の相談員になる会員の交通費は、当会予算から支出しています。発明相談会も、私的な個人や、中小企業の方が相談に来るので、私企業に会費から支出していると考えられます。

前述した中小企業に対して、会員を派遣するスキームは、いわば出張型の発明相談会であり、従来型の発明相談会でも交通費を支出していたので、交通費を支出しても、問題はないであろうと考えています。

中小企業に対して、価値評価を行うものは、弁理士の職域の拡大を狙うものです。現在、知的財産価値評価推進センタでは、裁判所から破産した会社の知的財産の価値評価を行うことを依頼され、その依頼件数は増加しつつあります。今回は、破産に関したのではなく、通常の中小企業等が有する、知的財産を価値評

価し、金融機関から融資を受けることが狙いです。そして、将来的には、価値評価手数料を金融機関から供出できるようにするため、価値評価の成功事例をつくることを目標としています。

地域知財活動本部企画調整委員会

この委員会は、支部サミットの企画実行、各支部で行うフォーラムの調整等を行っています。今年、7月に晴海で、支部サミットを行いました。知財総合支援窓口や、支部間の研修等について、非常に活発な議論が行われました。また、四国で行われた、フォーラムは徳島大学と共催し、600名もの参加者がありました。

この委員会は、全国支部化の際に非常に活躍した委員会ですが、現在、各支部がうまく機能しており、この委員会を他の委員会と統合する案も検討しましたが、来年度から、委員会構成員と活動内容を一新させようと思っています。

まだ確定はしていませんが、各副支部長、支援センター副センター長、研修所副所長、広報センター副センター長等を委員会のメンバーとし、各支部間で研修を連携したり、支部間同士で支援を行ったり、支部間の広報等の連絡をより密にする等の狙いがあります。

役員制度検討員委員会

役員制度検討員委員会には、弁理士会の役員制度のあり方を検討していただきました。本年度は、委員を刷新し、前年度からの委員の留任は殆どいません。前年度の委員会で作成した報告書をさらに別の角度から検討して頂くとしたためであり、本年度の委員会の報告書も提出されました。

常議員会のあり方、執行理事のあり方、役員の大選禁止等について、検討していただきました。

業務対策委員会

業務対策員委員会は、いわゆる非弁活動を取り締まることを目的としており、本年度も従来通り、会員からの通知等に基づいて、非弁活動を行っている者に警告を行い、その防止に努めています。6月、7月に各支部を訪問した際、地方では、非弁活動が横行しているとお聞きし、その取り締まりを検討していますが、はっきりとした証拠がつかめず、対応に苦慮している面もあります。

本年度は、法人代理と従業員代理に関する鑑定を塚原元判事にお願しました。法人代理と従業員代理に関しては、中山信弘先生の鑑定書がありますが、やや古いもので、新しい鑑定書を作成して頂いております。

ソフトウェア委員会

ソフトウェア委員会も従前と同様の活動を行っており、ソフトウェアに関する判例の研究等を行っています。本年度は、ソフトウェア発明に関する企業向けのセミナーも企画しています。また米国と韓国の代理人をお招きして、米国と韓国のソフトウェア発明の保護の現状に関してセミナーを開催しました。

復興プロジェクト本部

東北地方の大震災に関して、義捐金の供出以外に、弁理士会として、何かできることはないかということで、会員に対してアンケートを行い、82通の提案をいただきました。そのアンケートを基にして、実行できそうな案を8つに絞り込みました。主なテーマとしては、①被災のため、出願書類等もなくされたような企業に対して、年金管理や審査請求等の期限管理を弁理士会が行う。②被災地の企業に対して、出願援助制度を用いて、援助を行う。③被災地の企業に対して、その企業の持つ知的財産を価値評価し、融資を受ける。等です。この中で、②③は進行しており、①については、特許庁の協力を得ながら進めて参ります。

知財総合支援窓口

今年の4月から、特許庁の委託事業として、各都道府県に知財総合支援窓口が開設されました。4月に特許庁の担当者がお見えになり、弁理士会に対して協力要請を受けました。その後、各支部長と連絡しながら、弁理士会としての協力スキームを検討し、7月の支部サミットで協力スキームの概要を決め、各支部がこのスキームに従って動くことになりました。8月以降特許庁の担当者が各支部を回り、知財総合支援窓口の説明を行いました。11月に支部長会議を開き、各支部長に、知財総合支援窓口の現状をお聞きしたところ、各支部で足並みはそろっていない状況でした。11月末に、特許庁の担当者がお見えになり、更なる協力要請を受けました。各支部で事情も異なり、なかなかうまく捗っていない状況ですが、特許庁の要請ですので、協力していきたいと思っています。